

改葬許可申請について

改葬とは、現在、遺骨を預けている墓地・納骨堂から別の墓地・納骨堂へ移すことです。改葬を行うためには、現在遺骨を預けている墓地・納骨堂がある市町村長の許可を受けなければなりません。

淡路市における改葬手続きの流れは下記のとおりです。なお、墓地・納骨堂の所在地が淡路市外の場合は、所在地の市町村へお問い合わせください。

【必要書類】

名 称	内 容	チェック
①改葬許可申請書	【別紙】記入例をご確認のうえご記入ください。	
②申請者の本籍地が記載された住民票	市区町村の戸籍発行窓口等で取得してください。 ※マイナンバーの記載は不要です。	
③死亡者の死亡日が記載された除籍謄本等	市区町村の戸籍発行窓口等で取得してください。 ・死亡日が記載されたものがが必要です。 ・死産児は父母の本籍、住所、氏名及び分娩年月日を記入してください。	
④納骨事実証明書	【別紙】現在、遺骨を預けている寺院等で証明を受けてください。	
⑤改葬先の受入証明書	・今後、遺骨を預ける寺院等へ発行を依頼してください。 ※所定の様式はありません。(例. 墓地使用許可証、契約書等)	
⑥改葬許可申請に係る聞き取り事項	【別紙】分かる範囲を全て記入してください。	
⑦墓地管理者の承諾書等	【別紙】墓地使用者以外の者が申請する場合は添付してください。	

【手数料】

300円 ※郵送で申請する場合は、「郵便小為替」を添付してください。

【郵送による申請】

来庁が困難な方は郵送でも申請できます。

上記【必要書類】に加え、返信用封筒（申請者の住所・氏名を記載し、110円切手を貼付もの）を同封してください。

【その他】

・あらかじめ改葬先（今後、遺骨を預ける寺院等）へ「墓地使用に関する申し込み」を済ませておいてください。

・提出書類に不備等がなければ、1週間程度で改葬許可証を交付します。（窓口交付は行っておりません。）

【問い合わせ先】

〒656-2292

兵庫県淡路市生穂新島8番地

淡路市役所市民生活部生活環境課

TEL (0799) 64-2523 (直通)